

## 前橋工大の専門講座

# 研究者や技術者が対象

前橋工大では、地域の研究者や技術者などを対象に三つの専門講座を開講。最先端の研究と技術を学んでみませんか。

### 遠隔動画画像システムについて

日時〓 8月8日・9日、午後1時45分～4時55分 会場〓 同大 対象〓 動画配信の基礎技術にある程度知識がある人、二十人（抽選） 参加費〓 無料

申し込み〓 7月19日 までに八ガキで。住所・氏名・性別・年齢・電話番号・職業・講座名・希望理由を明記し同大へ

日時〓 8月8日～10日、午後6時～9時 会場〓 同大 対象〓 建築設計施工の実務経験などがあり、防音設計に興味がある人、二十人（抽選） 参加費〓 無料 申し込み〓 7月19日 までに八ガキで。住所・氏名・性別・年齢・電話番号・職業・講座名・希望理由を明記し同大へ

日時〓 8月25日 午前10時～午後5時 会場〓 同大 対象〓 自治体・公共団体の職員、小中学校・高校の教員、地震防災システムなどに関連した企業に勤務

地震防災システムとそれに必要新しい空間地図作成技術の開発およびその利用

日時〓 8月25日 午前10時～午後5時 会場〓 同大 対象〓 自治体・公共団体の職員、小中学校・高校の教員、地震防災システムなどに関連した企業に勤務



最先端の研究を学ぶ

している人、三十人（抽選） 参加費〓 無料 申し込み〓 8月9日 までに八ガキで。住所・氏名・性別・年齢・電話番号・職業・講座名・希望理由を明記し同大へ

以上三つの講座のあて先は〒371-0816 前橋市上佐鳥町四六〇 一・前橋工大（265-0111）へ。

## 入院時の食事療養費

# 申請で負担金の補助も

市民税非課税世帯などの国民健康保険（国保）加入者や老人医療受給者が入院したとき、国保加入者は入院時の食事療養費の標準負担額（自己負担額）が減額。老人医療受給者は標準負担額に加え、入院時一部負担金も軽減されます。

次の二つの制度の特例を受けるには、市役所二階国保年金課の窓口で申請を行い、交付された認定証を保険医療機関の窓口

で提示することが必要です。被保険者証・老人医療受給者証受給者のみ、印鑑（国保のみ）を用意してください。

### 入院時食事療養費標準負担額減額認定制度

入院時の食事療養費の標準負担額は、一日七百八十円ですが、市民税非課税世帯などでの国保加入者や老人医療受給者は、認定を受けると、一日六百五十円になります。

また、過去一年間の入院日数が九十日を超える人は、認定を受けると一日五百円になります。

### 入院時一部負担金限度額適用認定制度

市民税非課税世帯などの老人医療受給者の入院時一部負担金は、適用認定を受けると、同一の月に同一の保険医療機関などに支払う限度額が二万四千六百円になります。

問い合わせは国保については国保年金課 890 624

9、老人保健については同課 890 6253へ。

## 保育料・入園料の一部補助

# 各幼稚園で直接手続き

本市に在住し、七月一日現在で次の条件を満たす家庭に、幼稚園の保育料と入園料の一部を補助します。希望する家庭は各幼稚園を通じて手続き。市外の認可済み幼稚園に園児を通園させている家庭も対象です。

なお、電話での市民税額の問題い合わせにはお答えできません。本人確認ができる物を持って、市役所二階市民税課へ直接

就園奨励費を補助

市立幼稚園や私立幼稚園（認可済み）に満三歳児から五歳児までを通園させている家庭で、本年度に納める市民税の所得割額が十万二千円以下の世帯。

ただし、市立幼稚園は、各年齢とも市民税が非課税または均等割のみの世帯。

就園奨励費を補助

私立幼稚園（認可済み）に満三歳児から五歳児までを通園させている家庭で、本年度に納める市民税の所得割額が十万二千円を超え、十四万七千円以下の世帯。

## 作品展示と販売の出店

前橋・高崎文化連携事業の一環で、文化イベントを開催。その行事の一つで、アート作品の展示と販売を行う「アートマーケット」の参加者を募集します。

日時〓 10月5日・6日、午前11時～午後5時（6日は午後4時まで） 会場〓 前橋公園

対象〓 二日間とも参加できる人。ただし販売は16歳以上に限る。区画数〓 五十区画（一区画2×2） 参加費〓 無料（販売

第三子以降の保育料を補助

市内の国公立幼稚園または私立幼稚園（認可済み）に平成九年四月二日以降生まれた第三子以降の満三歳児、三歳児、四歳児を通園させている世帯。

問い合わせは教育委員会総務課 890 5803へ。

は一区画三千円）申し込み〓 8月15日 までに郵送で。住所・氏名・職業・電話番号・出品または出店内容を明記し、九十円切手を張ったあて先明記の封筒（12×23.5）を同封して、〒370-8501 高崎市高松町三五 一・高崎市役所文化課（027-321-1203）へ

問い合わせは文化政策課 890 6522へ。

問い合わせは文化政策課 890 6522へ。